マージン率等に係る情報提供

事業報告書(2018年9月~2019年度10月度) 株式会社ASITAS 許可番号 派16-300109

- 1. 派遣労働者の数:100人(2020年6月1日現在)
- 2. 派遣先の数:140事業所
- 3. 労働者派遣に関する料金額の平均額(1日8時間当たり):12,208円 ※分類毎の平均額は別紙参照
- 4. 派遣労働者の賃金額の平均額(1日8時間当たり):8,816円 ※分類毎の平均額は別紙参照
- 6. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
 - ・労使協定を締結している
 - ・協定の対象となる派遣労働者の範囲:派遣で就業する全派遣社員
 - ・協定の有効期間:2021年3月31日
- 7. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項(教育訓練計画)
 - •安全衛生教育研修
 - ・ビジネスマナー研修
 - •資格取得訓練
 - ・キャリア形成支援制度に関連する研修
- 8. キャリアコンサルティングの相談窓口
 - ・営業担当者を通じた申込み窓口(営業担当者の連絡先)
 - ·窓口:0766-24-6660
- 9. マージン率とは

派遣先より弊社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

○マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営費用	健康保険診断費用	一般検診及び生活習慣病検診、深夜業務従事者健診の受診費用	
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット、看板広告等)	
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(就業に伴う作業着等の便宜供与費、教育訓練費、登録受付・派遣先紹介・事務管理費等)	
	営業費用	営業担当者の人件費及び活動費、法定手続き費用、事務所管理費、通信費等	
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 会社運営経費を差し引いた利益	

●派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

業務分類	派遣料金	派遣労働者の賃金
	(1日8時間当たりの額)	(1日8時間当たりの額)
一般事務従事者	12,048	8,688
会計事務従事者	13,400	9,800
生産関連事務従事者	10,800	7, 976
営業·販売事務従事者	14,000	9,200
事務用機器操作員	11,960	8, 560
商品販売従事者	12,888	9, 272
介護サービス職業従事者	12,968	9,344
生活衛生サービス職業従事者	10,000	7,600
飲食物調理従事者	11,824	8, 352
接客·給仕職業従事者	12,464	8, 544
生産設備制御·監視従事者	12,688	9,368
製品製造·加工処理従事者	11,600	8,620
機械組立従事者	11,600	8,400
機械整備·修理従事者	11,520	8,440
製品検査従事者	13,744	10,048
生産関連·生産類似作業従事者	11, 200	8,000
自動車運転従事者	14, 392	10,304
その他の輸送従事者	13,736	9, 944
運搬従事者	11, 384	8, 200
清掃従事者	12, 336	9, 136
包装従事者	11,096	8,000
分類不能の職業 (選別・軽作業員等)	10,792	8, 160